

太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大 に伴う電気事業法施行規則の改正について

平成 23 年 4 月
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 改正の経緯及び概要

昨年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、「CO₂排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る〈平成22年度中に検討・結論〉」とされた。

これを踏まえ、原子力安全・保安院では、昨年7月15日に開催した第24回電力安全小委員会において、太陽電池発電設備の規制の見直しについて議論を開始した。

なお、昨年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」においては、「安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得、その後速やかに措置を講じる。」と当該規制の見直しに係る実施時期の前倒しがなされている。

その後、原子力安全・保安院においては、電力安全小委員会における議論を中心に安全性確保の観点から技術的検討を進めた。

その結果、今般、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、現行の「出力20キロワット未満のもの」から「出力50キロワット未満のもの」に拡大することが適当であるなどの結論を得たため、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(以下「電事則」という。)について所要の改正を行う。

2. 改正の必要性

(1) 現行制度の概要

電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「電事法」という。)第38条第3項に規定する「事業用電気工作物」の設置者は、技術基準の適合維持(同法第39条)、保安規程の届出(同法第42条)、主任技術者の選任(同法第43条)、工事計画の届出(一定規模以上のもの。)(同法第48条)等の義務が課せられることとなっている。他方、電事法第38条第1項に規定する「一般用電気工作物」の所有者又は占有者にあつては、「一般用電気工作物」が「事業用電気工作物」に比して安全性の高いものであることから、これらの義務を課せられておらず、技術基準適合義務(同法第56条)のみが課されている。

電事則第48条第4項第1号は、出力20キロワット未満の太陽電池発電設備を、電事法第38条第2項に規定する小出力発電設備と位置づけ、「一般用電気工作物」と扱うこととしている。

また、電事則第48条第4項柱書きにおいては、小出力発電設備について、同一の構内において電氣的に接続され、複数設置される場合にあつては、それらの出力の合計が20

キロワット未満となるときに限り、それらの小出力発電設備を「一般用電気工作物」と扱うこととしている（総量規制）。

（２）問題の所在

現行法において「事業用電気工作物」に該当する出力２０キロワット以上５０キロワット未満の太陽電池発電設備に関して、リスクと現行保安規制を衡量した結果、「事業用電気工作物」としてではなく「一般用電気工作物」として扱うことが適当であるとの結論を得た。

また、電事則第４８条第４項各号において小出力発電設備の原動力設備毎の設備的特性に応じた個々の出力制限がかかっていることに鑑み、太陽電池発電設備に係るリスクと現行保安規制の衡量が電氣的な危険性に係るものに帰結したことを踏まえ、電事則第４８条第４項柱書きの総量規制に係る出力合計の閾値についても、「２０キロワット未満」から「５０キロワット未満」に拡大することが適当であるとの結論を得た。

３．具体的改正事項

（１）太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大

出力が２０キロワット以上かつ５０キロワット未満の太陽電池発電設備についても、「一般用電気工作物」として取り扱うこととするべく、電事則第４８条第１号中「出力二十キロワット未満のもの」を「出力五十キロワット未満のもの」と改める。

（２）総量規制に係る出力合計の閾値の引き上げ

小出力発電設備について、同一の構内において電氣的に接続され、複数設置される場合にあっては、それらの出力の合計が５０キロワット未満となる場合、それらの小出力発電設備を「一般用電気工作物」と扱うこととするべく、電事則第４８条中「出力の合計が二十キロワット以上」を「出力の合計が五十キロワット以上」と改める。

４．今後のスケジュール（予定）

平成２３年 ４月 パブコメ

平成２３年 ５月 公布・施行